

令和8年度 大阪市中央区広報紙「広報ちゅうおう」広告募集要項

1 募集概要

民間企業等との協働により、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、中央区広報紙「広報ちゅうおう」に広告枠を設け、次のとおり募集します。

広告掲載希望の方は、申し込み前に必ずここに記載の内容と下記の要綱・要領をご一読、ご確認のうえ、お申し込みください。

- ・大阪市広告掲載要綱（大阪市財政局）
- ・大阪市中央区役所広告掲載要領

2 媒体の概要

(1) 名称

大阪市中央区広報紙「広報ちゅうおう」

(2) 体裁

タブロイド判 8頁または12頁 (4色フルカラー)

(3) 発行部数

毎月 117,000 部程度

(4) 発行日

毎月 1 日発行

(5) 配布方法

- ・毎月 1 日付けで発行し、中央区内の各世帯・事業所に全戸配布（毎月 1 日～5 日の 5 日間で配布。ただし、1月号・5月号は 1 日～6 日の 6 日間で配布。）

- ・大阪市役所、中央区役所、J:COM中央区民センター、難波サービスカウンター、東郵便局、中央区内 Osaka Metro15 駅などに配架

3 掲載場所と料金

面あたり、1種×2枠または2種×1枠の掲載とし、掲載面ごとに広告料を設定する。

掲載面	種別	サイズ	広告掲載料金
2～4面	1種	縦 54mm×横 123mm	25,000 円 (税込)
	2種	縦 54mm×横 249mm	50,000 円 (税込)
最終面	1種	縦 54mm×横 123mm	40,000 円 (税込)
	2種	縦 54mm×横 249mm	80,000 円 (税込)

※ 広告掲載箇所付近に、次の文章を表記します。

・「以下は広告スペースです。」

・「広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。また、大阪市が推奨するものではありません。」

※ 広告原稿作成費は含まれておりません。原稿は完全データにて提出いただきます。

4 掲載書式

- (1) 広告枠は太さ 0.2mm の罫線で囲んでください。
- (2) 刷色は 4 色フルカラー
- (3) フォントは JIS 規格 7 ポイント（10 級相当）を最小とします。ただし、特別な場合（表、リスト、地図等）は JIS 規格 5.5 ポイント（8 級相当）まで使用できます。
- (4) 問い合わせ先（広告主の所在地、連絡先の固定電話番号等）は必ず明示してください。
- (5) 広告枠内側の右上に、下記のとおり「広告」の文字を枠で囲い広告であることを明記してください。

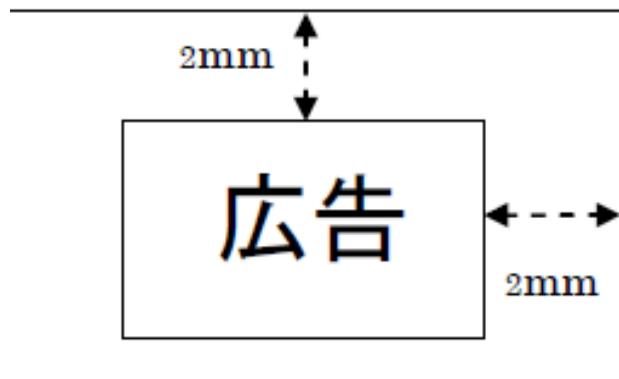
枠の大きさ：4mm×9mm

罫線の太さ：0.2mm

罫線の色：黒色（スミベタ）

フォント：中ゴシック 9 ポイント

位置：広告枠内側の右上に 2mm の間隔



「広告」表記のイメージ

5 募集枠数 令和8年5月号～令和9年4月号の各号

2～4、最終面 1種広告2枠、または2種広告1枠

※ 1月単位でお申し込みいただけます。

6 掲載できない業種、事業者

大阪市中央区役所広告掲載要領第2条の各号に該当するもの。

7 掲載できない広告

大阪市広告掲載要綱第4条の各号及び大阪市中央区役所広告掲載要領第3条の各号に該当するもの。

8 掲載の申込み

募集期間内でのメール先着順で広告記載申込を受け付けます。

【別紙1】中央区広報紙「広報ちゅうおう」広告掲載申込書に広告原稿を添付のうえ（ラフ案でも可）中央区役所魅力推進課宛（te0016@city.osaka.lg.jp）にお申込みください。

広報ちゅうおう	申込受付開始日	申込受付終了日（※）
令和8年5月号	令和8年2月1日	令和8年3月1日
令和8年6月号		令和8年4月1日
令和8年7月号		令和8年5月1日
令和8年8月号		令和8年6月1日
令和8年9月号		令和8年7月1日
令和8年10月号		令和8年8月1日
令和8年11月号		令和8年9月1日
令和8年12月号		令和8年10月1日
令和9年1月号		令和8年11月1日
令和9年2月号		令和8年12月1日
令和9年3月号		令和9年1月1日
令和9年4月号		令和9年2月1日

9 原稿の提出

申込書受領後、本市の指定する期日（概ね発行月の2か月前）までに広告原稿データを下記担当に提出してください。

（注）Adobe illustrator を推奨します。他のデータでの提出も可能ですが、画質が低下する場合があります。

なお、広告原稿の作成にかかる一切の経費は、申込者の負担となります。

※広告原稿の提出については、メールにて送付してください。

※広告原稿について中央区役所より校正の指示がある場合は、正当な理由がある場合を除き、速やかに対応してください。

10 原稿の審査

中央区役所において広告原稿等の審査を行い、申込受付終了日（※）から概ね2週間以内に【別紙2】広告掲載決定通知書を送付します。

なお、審査上必要と認められるときは、追加資料の提出や広告原稿の修正をしていただくことがあります。

11 広告掲載料金の支払い

広告掲載料金は、広告掲載決定通知書とともに送付する納入通知書により、指定された期日までに大阪市公金収納取扱金融機関などで納入してください。

12 掲載の取下げ

広告掲載の取下げは、書面にて受け付けます。

なお、各月号の申込受付終了日（※）以降の取下げの受け付けはできません。

（注）納付済みの広告掲載料金は返還いたしません。

13 掲載の取消し

次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことがあります。

（1）指定する期日までに広告掲載料金の納付がないとき

（2）指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

（注）納付済みの広告掲載料金は返還いたしません。

（3）その他必要と認めたとき

14 その他

（1）広告主は、広告の内容や掲載された広告に関する一切の責任を負うものとします。

第三者から広告に関連して被害を被った旨の損害賠償請求等がなされた場合は、広告主の責任と負担において解決してください。

（2）広告作成及び掲載に当たり、広告主は「大阪市広告掲載要綱」及び「大阪市中央区役所広告掲載要領」を遵守してください。

（3）内容について疑義が生じた場合、又はここに記載のない事項については、必要に応じ中央区役所と広告主双方協議のうえ決定します。

（4）大阪市広告掲載要綱及び大阪市中央区役所広告掲載要領等については、予告なく改正を行う場合があります。

【問い合わせ先】

中央区役所魅力推進課区政企画グループ

電話番号 06-6267-9206

メールアドレス te0016@city.osaka.lg.jp

【別紙1】

中央区広報紙「広報ちゅうおう」広告掲載申込書（令和8年5月号～令和9年4月号）

令和 年 月 日

大阪市中央区長 様

所在地

事業者名称（〒）

代表者氏名（ふりがな）

電話番号

メールアドレス

担当者氏名（ふりがな）

令和8年度中央区広報紙広告募集要項の条件により、次のとおり申し込みます。

記

1 掲載希望月 1年単位（令和8年5月号～令和9年4月号）

1月単位（令和 年 月号）

複数月単位（令和 年 月号～令和 年 月号）

2 掲載内容（必須：広告する社名／業種／固定局の電話番号）

3 掲載申込面（申込箇所に○を付けてください）

○	面	種別	○	面	種別
	2面	1種：25,000円		2面	2種：50,000円
	3面	1種：25,000円		3面	2種：50,000円
	4面	1種：25,000円		4面	2種：50,000円
	最終面	1種：40,000円		最終面	2種：80,000円

(サイズ) 1種：縦54mm×横123mm / 2種：縦54mm×横249mm

(注) 次ページの「4確認事項」をお願いします。

4 確認事項

確認されましたら、□にチェックを入れて下さい。

大阪市広告掲載要綱及び大阪市中央区役所広告掲載要領を遵守します。

また、次に掲げる要件をすべて満たしています。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 大阪市税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

注意 ・暴力団排除のため個人情報を警察に照会することがあります。

- ・暴力団排除のため団体の役員名簿等の提出を求めることがあります。
- ・上記に掲げる者に該当する者と大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することができます。

【別紙2】

様

大中総第 号
令和 年 月 日

大阪市中央区長
〇〇 〇〇

広告掲載決定通知書

令和 年 月 日付で、お申し込みいただきました中央区広報紙「広報ちゅうおう」への広告掲載につきまして、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 決定区分 掲載する
 掲載しない
〔 理由 〕
2. 広告媒体 「広報ちゅうおう」〇月号
3. 広告の種類 ○面〇種広告 1枠
4. 広告料 金 円 (税込)
5. 納入期限 別紙納入通知書のとおり
6. 入稿期限 いただいたデータを入稿します。
7. 掲載条件 大阪市広告掲載要綱及び大阪市中央区役所広告掲載要領を遵守すること

《参考》

○大阪市中央区役所広告掲載要領（抜粋）

（規制業種又は事業者）

第2条 次の各号に定める業種又は事業者（事業者とは、広告主たる法人又は個人を指し、広告代理店等の代理人を経由する場合は、当該代理人も含む。）の広告掲載等については、これを承認しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種
- (2) 消費者金融
- (3) 商品先物取引に関するもの
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 法律に定めのない医業類似行為を行うもの
- (7) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (9) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引。ただし、通信販売に関しては、特定商取引法第30条に規定する「通信販売協会」に加盟している者等を除く。
- (10) 探偵事務所、興信所等の調査会社
- (11) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていない古物商・リサイクルショップ
- (12) 業界団体に加盟していない結婚相談所・交際紹介業
- (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- (14) 大阪市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
- (15) いわゆる「総会屋」「暴力団」その他の反社会的団体または特殊結社団体、これに関連する事業者もしくは個人
- (16) 公共機関または行政機関から悪質な行為等により、指名停止等の行政処分を受けている企業等
- (17) 市税を滞納している事業者